

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

1 開催期日等

(1) 日 時 令和2年5月27日(水)午後1時から2時30分まで

(2) 場 所 静岡庁舎新館8階市長公室

(3) 出席者

・委員長 《小長谷副市長》

・委員 《財政局長、総務局長、保健福祉長寿局長、都市局長、上下水道局長、子ども未来局長、葵区長、駿河区長(副区長代理出席)、清水区長》

・部会員 《政策法務課長、税制課長、納税課長、滞納対策課長、保険年金管理課長、福祉債権管理担当課長、介護保険課長、幼保支援課長、医事課長、住宅政策課長、静岡会計課長、営業課長》

(4) 報道関係者 静岡新聞社

2 主な意見

資料2 「令和2年度 主要債権の管理に関する取組方針」について

0:42:30～

委員長:以上の局長からの報告に対してご意見、ご質問はありますか。

(⇒意見なし)

0:42:45～

委員長:数値目標は行革に乗っている数字だが、見直しをする予定はあるのか、とりあえず目標として(数字を)立てておくということによいのか…。

事務局:目標収納率につきましては、第3次行革後期実施計画の指標と連動、イコールとなっております。ただ今、各局長より、今年度は感染症の影響で目標達成が厳しいという話がありましたので、(目標値の)修正については、行革の所管課と相談しながら必要があれば見直しをおこなっていきたいと考えております。

【清水病院の収納率の件は割愛】

0:53:30～

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

委員長：現時点でコロナ渦による具体的影響を見込むのは困難ではありますが、目標値については、行革で定められているので、総務課と協議をしてどうするかという問題もありますが、とりあえず、この数値に向かって努力をしていただくということではないかと思う。コロナ渦という状況があり、社会経済状況において、事業経営者や個別の家庭において厳しい状況にありますので、現制度での支払猶予、減免なども含めて。単に収納率を上げることが目的ではありません。冒頭で私が申し上げたとおり、市民に寄り添った形で適正な債権回収を図ることが一番の目的であります。是非、現場においても市民のご意見を聞いていただいた上で適正な対応をお願いしたい。

資料3 「令和元年度債権管理ヒアリング所管課取組状況」について

委員長：何かご意見、ご質問はありますか。

(⇒意見なし)

資料外 「5月20日付け02 静財税滞第278号 債権管理事務に係る適正な事務執行の確認について(依頼)」について

1:06:00～

委員長：5/20付けで事務局がこの文書を発出した。これは一定のルールに従って、督促とか延滞金をキッチリやるという話になっているが、実際にキチキチやること自体が今の時点で適正かどうかは各所管課でもう少し検討して、納付相談に応じるといった寄り添った形での催告を。督促は法律上の意義があるわけだが、催告については、ルールがこうなっているからといって、この厳しい状況の中で滞納があるからドンドン回収する、という厳しい文言になっている。「ルール通りだからこうだ。」と発出すること自体に私は疑義がある。その辺の方針については、注意して文書を出す必要がある。役所は形通りの物事で動くと思われる。市民との信頼関係があって納付がなされるという大前提で考えなければならないと思う。各所管課でも未納のお知らせはしなければならないが、従前通りの文書では市民の反感を買う場合もあるのでキメ細かく配慮した対応が必要であると思う。総務局長はどうか。

総務局長：冒頭、委員長から市民に寄り添うようにという話がありましたが、上下水道局長からも相談窓口を設けて、既に値上げを先送りにしたということで市民(債務者)に対する配慮がなされているということで。後で質問するつもりでしたが、第2回の債権管理委員会で滞納整理強化期間の実施計画ということで、たぶん、秋頃から取組が始まると思うが、果たして支払いが厳しい人に対して市が「寄り添いながら対応します。」という一方で、例年通りに催告はキッチリやっていくということになると役所の中でダブルスタンダードになるということ。ここに各債権の局長が

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

集まっている中で、ある局は厳しく、ある局は丁寧にということになるバラツキが出るのもどうなのかと。役所の全債権に対する考え方を統一しておかないと局ごとで債権管理にバラツキが出るのはどうなのかと。

委員長：この件について他には。

上下水道局長：先ほどの給水停止の関係ですが、4月、5月は給水停止をやめたという中で浜松市は（給水）停止しています。6月はどうしようかという話がありまして、6月もヤメようという方向になっています。市民の皆様から状況を教えていただきながら水道局として対応したいと考えておりますので情報共有をお願いいたします。

委員長：財政局長は何かありますか。

1：10：50～

財政局長：債権管理は非常に難しい段階にきていて、ある程度収納率が高くなっている中で、さらにそれを…。令和2年度の債権管理の方向性を今まで通りでイイのかという問題があるが、なかなか見えないところが…。

委員長：ルール通りに物事を進めると誤解というか、それ自体は事象（滞納）が発生しているのでは無いのだが、「この時期にそんなことを言うのか。」という感覚がたくさんあるのではないかと。そこは十分に注意してやってもらわなければマズい。今、総務局長がおっしゃったことも含めて、事務局において統一的な物事のか考え方を整理するのか、水道局の話にあったような今の事情の中で別のやり方にするのかを整理して、こじらせて納めてもらえるものも納めてもらえないという危惧があるので形だけのものに進めると誤解を与えてしまう。税だけでなく他の債権についても状況を整理してもらって、債権管理担当課長の名で出ているこの通知は杓子定規に今年もやってくれという内容になっているので私は疑義がある。

事務局：委員長がおっしゃる通り、通知を発出したタイミングがあまりよくなかったのかもかもしれませんが、ただ、今回の通知の意味は、4年前にも同様の趣旨の通知を出させていただいていますが、今年度当初に「静岡市債権管理マニュアル」を民法改正に伴い改訂させていただきました。それに併せて法に延滞金を、私債権でいいますと遅延損害金なるものを徴収しなければならないという規定があるものですから、そういった細かい部分について債権所管課におかれましては、そういった認識がない部署もあるのではないかと思います。という意味も含めて今回ですね…。委員長のおっしゃる通り、こういう状況下で「何が何でもキチキチやってください。」という誤解を招いたかかもしれませんが、そういった規定があるということを知っていたかという点で通知を発出させていただきました。ただ、確かにタイミングが悪かったこと、通知文の内容が誤解を招くような記述になっていたことにつきましては、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。

委員長：民法改正があって、その法律的な中身について各所管課で十分ご理解いただいて

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

適正に執行する、その思いは大事だし、この通知自体は今の釈明を受ければ間違っていないと思う。いずれにしても、物事を進めるばかりではないのではないか、というところもあるので各所管課でも滞納整理のあり様について、どういう形でのものがイイのかも含めて滞納対策課も含めて統一的なことができるならイイし、そうでないなら個別の中で「市民に寄り添った」とは具体的にどういうものも含めて整理してもらいたい。くれぐれも誤解をあたえることのないようにしてもらいたいと思う。

滞納対策課長：滞納対策課長です。少し補足させてください。市税につきましてもコロナの関係で、例年、不動産公売という滞納者の財産を強制的に換価して税に充てるというものがありますが、この6月には中止をしております。また、搜索とって、滞納者のお宅に踏み込んでの強制滞納処分的なものも中止しております。国の方でも地方税法の特例ができまして、今までより緩い形での徴収猶予ができまして、先ほど財政局長からご説明させていただきましたが、相談、(猶予)申請が続々ときいております。税サイドでは強制的な滞納整理が難しいという中で、担当者には強制的な呼出し通知なども控えるよう指導しております。そうした制度ができたものですから市民周知に努めておりまして、市ホームページのコロナ特集の中で「コロナの特例徴収猶予があります。」という周知をしておりますし、課税サイドでは、法人市民税、事業所税で事業者あての書類の中にコロナの特例猶予チラシを同封して、本当に困っている方については、申請して相談してくださいということで周知に努めているところでございます。

1:18:08~

委員長：それぞれの債権で今のような対応があるし、国の考えを踏まえてこうだということもあるし、市独自の考えの場合もある。どういう状況か主な債権だけでも一度、共通的なものの考え方を整理する必要がある。場合によっては委員会を開いて皆さんにご理解いただくか、情報の共有化を図るのも必要だし、委員会を開かないまでもこういう状況であるということ整理したものを各所管課にお知らせするというものもあるかもしれない。世の中は変化しているので、収納率を上げることも大きな目標であるが、すべてがそうではないというものもある。

資料4 「その他」について

委員長：ご意見、ご質問はありますか。

(⇒意見なし)

1:19:30~

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

委員長：（生活保護費に係る返還金等の債権管理について）一度ならず二度も言っているのに対応していない、という監査委員のご意見であります。組織的な管理ということも大事ですので、事務局でどういう体制がイイのかも含めて、所管課等については、総務課等の絡みもありますので検討して、来年度にはこうなったというところを監査委員に回答できるように対応をお願いします。

資料2 「令和2年度主要債権の管理に関する取組方針」のうち、新型コロナウイルス感染症が目標収納率に与える影響について

0 : 22 : 55～

財政局長：新型コロナウイルス感染症による経済の低迷、それに伴う事業所及び個人の担税力の低下により、所期の市税目標収納率達成は、非常に厳しい状況にあります。新型コロナ関連の特例法などによる市税の徴収猶予については、5月21日現在において38件、1億4千万円の徴収猶予の申請を受け付けており、現時点で既に市税全体の調定額（約1,400億円）の、0.1%を占める結果となっております。納期限が到来した主要税目の固定資産税のみならず、今後、市県民税や法人市民税等の納期を迎えるに当たって、徴収猶予の申請の増加、さらには猶予期間終了後の滞納の発生も懸念されます。こうした、今後の市税収納率への影響につきまして、国の動向や他の政令指定都市の状況を注視しながら、本市として適正かつ公平な徴収業務に努めてまいります。

0 : 25 : 55～

保健福祉長寿局長：（国保料）リーマンショック時、厚労省による現年度収納率は2.48ポイント下降。これを本市に当てはめると3億円程度の減収になると予想されます。そのうち、1.8億円は減免によるものですが、これは全額が国から補助されますので差引き1.2億円程度、収納率に換算すると1%減収になるのではないかと予想されます。3月以降、新型コロナウイルス感染症による収入減少による納付相談が既に100件程度寄せられていることから、今年度の目標収納率達成は非常に厳しい状況にあります。適正な徴収事務に努めてまいります。

保健福祉長寿局長：（介護保険料）65歳以上の第1号被保険者につきましては、年金受給者が多く、特別徴収の割合が9割を超えているため、収納率全体にどの程度影響を与えるかは難しいところです。一方、普通徴収に限った収納率につきましては、景気の落ち込みによる影響が懸念されます。今後は新型

「令和2年度 第1回静岡市債権管理委員会」議事録

コロナウイルス感染症の影響により減収した方に対して減免の措置を講じて負担軽減を図りつつ、引続き適正な債権管理事務に努めてまいります。

保健福祉長寿局長：（清水病院診療収入）収入減少による新規分の患者増加や分納中の患者からの納付相談の増加が見込まれることから、本年度の目標収納率達成は厳しい状況にありますが、適正な徴収事務に努めてまいります。

0：32：40～

子ども未来局長：今のところ、所管課には具体的な相談はきておりませんが、経済的な困窮等による納付困難という影響が十分に考えられますが、一方で昨年10月からの保育料無償化によって、今年4月の状況でいいますと、保育園・こども園で17,000人のうち、保育料をもらう方は乳児の5,500人と対象が絞られましたので債権の幅が小さくなったということで、そこに注力できますので、そういった効果を期待しております。

0：36：15～

都市局長：（市営住宅使用料）4月以降、具体的な相談を受けたのは4件。いずれも収入減による納付猶予の申し出であり、うち3件が分割納付、1件が納付相談の継続となりました。また、滞納処分である明渡訴訟については、提訴を保留しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、行動に規制が求められ、新たな住居を探すことが困難である状況に配慮したものです。

0：40：30～

上下水道局長：（水道料金・下水道使用料）令和2年3月18日付け厚労省からの通知を踏まえ、4月1日より、支払が困難な事情のある方については、状況を考慮した支払猶予等の納付相談を実施するとともに、4月、5月については、料金未払による機械的な給水停止を回避しております。そのため、事業所及び個人の支払能力低下により、今年度目標収納率の達成は非常に厳しい状況にあります。今後、国の動向や他市の状況を考慮しながら適正な徴収事務に努めてまいります。なお、5月26日現在の支払猶予の相談件数は、家庭用が272件、飲食店等家庭用以外の方が83件、合計で355件。納付猶予額は2,100万円ほどになっております。使用者の状況を考慮した上で支払を猶予し、納付約束、分納約束、連絡約束を行っております。